

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

○へき地学校及びその級別の指定の一部改正……………	28
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正……………	30

道 人 事 委 員 会 規 則

平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則をここに公布する。
平成27年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1293

平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第2号。以下「道職員改正条例」という。）附則第4項から第6項まで、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第30号。以下「学校職員改正条例」という。）附則第3項から第5項まで（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第31号。以下「市町村立学校職員改正条例」という。）附則第2項において準用する場合を含む。以下学校職員改正条例の規定について規定する場合において同じ。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第34号。以下「警察職員改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（学校職員改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める学校職員）

第2条 学校職員改正条例附則第3項の給料月額に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第3条第1項に規定する教職調整額（以下「教職調整額」という。）を加えた額とする人事委員会規則で定める学校職員は、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）別表第2又は市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）別表の給料表の適用を受ける職員（平成27年4月1日（以下「施行日」という。）の前日において教職調整額を支給されていた職員に限る。）のうち、施行日以降に職務の級を3級又は4級に決定された者（以下「加算対象職員」という。）とする。

（道職員改正条例附則第4項等の適用除外職員）

第3条 道職員改正条例附則第4項、学校職員改正条例附則第3項及び警察職員改正条例附則第3項に規定するこれらの規定の適用を除外する人事委員会規則で定める職員は、次に

目 次 ページ

道人事委員会規則

○平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則……………	1
○教育長の営利企業等の従事制限に関する規則……………	4
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則……………	4
○北海道人事委員会の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………	4
○北海道職員等の旅費支給規則等の一部を改正する規則……………	5
○北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	7
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………	7
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………	8
○住居手当に関する規則の一部を改正する規則……………	8
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………	9
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………	9
○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………	22
○単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則……………	23
○管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………	24
○地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………	26
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	26
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	26
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	26
○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………	27

道人事委員会訓令

○北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令……………	27
-----------------------------------	----

道人事委員会告示

○北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定の一部改正……………	28
○準特地部局の指定の一部改正……………	28

掲げる職員とする。

(1) 施行日以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405。以下「初任給等規則」という。）別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第1項第1号において同じ。）をした職員

(2) 施行日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第1項第2号において同じ。）をした職員

(3) 施行日前に次に掲げる期間（この号及び次条第1項第3号において「休職等期間」という。）がある職員であって、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（初任給等規則第42条、北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第8条、北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成20年北海道条例第2号）第10条又は北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年北海道条例第83号）第10条の規定による号俸の調整をいう。次条第1項第3号において同じ。）をされたもの

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項又は北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2の規定により休職にされていた期間

イ 法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ウ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間

エ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第2条第1項又は公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間

オ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間

カ 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号。以下「道職員勤務時間等条例」という。）第12条及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時間等条例」という。）第12条（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。以下学校職員勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。）に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

キ 法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間

ク 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

(4) 施行日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。次条第1項第4号において同じ。）を開始し、又は終了した職員

(5) 施行日以降に再任用職員異動（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員について行う道職員勤務時間等条例第2条又は学校職員勤務時間等条例第3条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第1項第5号において同じ。）をした職員

(6) 施行日以降に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員

（道職員改正条例附則第5項等の規定による給料の支給）

第4条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員（道職員改正条例附則第4項、学校職員改正条例附則第3項及び警察職員改正条例附則第3項に規定する特定職員をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。次項及び同条第1項において同じ。）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、道職員改正条例附則第5項、学校職員改正条例附則第4項又は警察職員改正条例附則第4項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日に当該異動があったものとした場合（施行日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額（その者が加算対象職員に該当し、又は相当する場合にあっては、当該給料月額と教職調整額との合計額）に相当する額

(2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号俸に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

(3) 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額（その者が加算対象職員に該当する場合にあっては、当該

給料月額と教職調整額との合計額)に相当する額 (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額 ア 育児短時間勤務等をしている職員 道職員改正条例による改正前の北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号)(次号において「改正前の道職員給与条例」という。)別表第1から別表第4まで、学校職員改正条例による改正前の学校職員給与条例(同号において「改正前の学校職員給与条例」という。)別表第1若しくは別表第2、市町村立学校職員改正条例による改正前の市町村立学校職員給与条例(同号において「改正前の市町村立学校職員給与条例」という。)別表又は警察職員改正条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号)(次号において「改正前の警察職員給与条例」という。)別表第1から別表第5までの給料表に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が受けていた号俸に応じた額(その者が加算対象職員に該当する場合にあっては、当該額と教職調整額との合計額。イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。)に、道職員勤務時間等条例第2条第2項若しくは第8条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) イ 育児短時間勤務等を終了した職員(アに掲げる職員を除く。) 切替前給料表による給料月額 (5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額 ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の道職員給与条例別表第1から別表第4まで、改正前の学校職員給与条例別表第1若しくは別表第2、改正前の市町村立学校職員給与条例別表又は改正前の警察職員給与条例別表第1から別表第5までの給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。) イ 当該再任用職員異動後において法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、道職員勤務時間等条例第2条第3項若しくは第8条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (6) 人事委員会の承認を得てその号俸を決定された場合 人事委員会の定める額	2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を、道職員改正条例附則第5項、学校職員改正条例附則第4項又は警察職員改正条例附則第4項の規定による給料として支給する。 (道職員改正条例附則第6項等の規定による給料の支給) 第5条 人事交流等職員(施行日以降に初任給等規則第16条各号に掲げる者であつた者から人事交流等又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定による採用により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下この条において同じ。)(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額(その者が加算対象職員に相当する場合にあっては、当該給料月額と教職調整額との合計額)に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を、道職員改正条例附則第6項、学校職員改正条例附則第5項又は警察職員改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。 2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が施行日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして同条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる道職員改正条例附則第5項、学校職員改正条例附則第4項又は警察職員改正条例附則第4項の規定による給料の額に相当する額を、道職員改正条例附則第6項、学校職員改正条例附則第5項又は警察職員改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。 (端数計算) 第6条 道職員改正条例附則第4項から第6項まで、学校職員改正条例附則第3項から第5項まで又は警察職員改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。 (この規則により難い場合の措置) 第7条 道職員改正条例附則第4項から第6項まで、学校職員改正条例附則第3項から第5項まで又は警察職員改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。
--	--

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教育長の営利企業等の従事制限に関する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則12-13

教育長の営利企業等の従事制限に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。次条において「法」という。）第11条第7項の規定に基づく教育委員会の許可を受けるべき地位を定めるものとする。

(許可を受けるべき地位)

第2条 法第11条第7項の人事委員会規則で定める地位は、同項に規定する役員のほか、顧問、評議員及びこれに準ずるものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則2-51

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則
(職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用の方法及び手続に関する規則（北海道人事委員会規則6-0）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第26条」を「第25条」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員に対する職員の懲戒の手続及び効果に関する規則の準用に関する規則の一部改正)

第2条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員に対する職員の懲戒の手続及び効果に関する規則の準用に関する規則（北海道人事委員会規則10-1）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「第26条」を「第25条」に改める。

(北海道職員等の分限に関する規則の一部改正)

第3条 北海道職員等の分限に関する規則（北海道人事委員会規則11-3）の一部を次のように改正する。

第7条の表中「第26条」を「第25条」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

北海道人事委員会の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則2-52

北海道人事委員会の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則

北海道人事委員会の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則（北海道人事委員会規則2-29）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「永年」を「30年」に、「別表」を「別表」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(保存期間の延長)

第10条の2 第9条の規定にかかわらず、事務局は、保存期間の満了した公文書について、別に定めるところにより、その保存期間を延長することができる。

第12条中「及び施行」を「施行」に改め、「施行済みのもの」の次に「及び随時追記され又は更新される台帳、帳簿その他の公文書」を加える。

第14条に次の1項を加える。

2 前項の文書館への引渡しは、別表1の事項及び2の事項に掲げる公文書その他道民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する情報又は北海道の歴史、文化、学術、事件等に関する情報が記録された公文書のうち、歴史資料として重要なものについて行うものとする。別表を次のように改める。

別表（第9条、第14条関係）

1 30年保存

- | |
|---|
| 1 行政運営及び政策の基本的な事項を定める方針及び計画の策定又は改定に関する文書で重要な事項に係るもの |
| 2 条例及び規則の制定又は改廃案に関する文書 |
| 3 予算及び決算に関する文書で特に重要な事項に係るもの |
| 4 栄典に関する文書 |
| 5 職員の進退、賞罰等に関する文書で重要な事項に係るもの |

6 その他10年を超えて業務に使用する文書

2 10年保存

- 1 行政運営及び政策の基本的な事項を定める方針及び計画の策定又は改定に関する文書
- 2 他の行政機関又は民間の団体との申合せ等に関する文書
- 3 告示、訓令及び通達の制定又は改廃に関する文書
- 4 予算、決算及び出納に関する文書で重要なもの
- 5 政策評価に関する文書
- 6 議会審議に関する文書
- 7 訴訟、不服申立て等に関する文書
- 8 統計書等で重要な事項に係るもの
- 9 契約、補助金等に関する文書で重要な事項に係るもの
- 10 職員の進退、賞罰等に関する文書
- 11 許可、認可、登録その他の行政処分に関する文書で重要な事項に係るもの
- 12 その他5年を超え10年以下の期間業務に使用する文書

3 5年保存

- 1 予算、決算及び出納に関する文書
- 2 調査報告書類及び統計資料
- 3 契約、補助金等に関する文書
- 4 人事に関する文書（職員の進退、賞罰等に関するものを除く。）
- 5 給与等に関する文書
- 6 許可、認可、登録その他の行政処分に関する文書
- 7 往復文書で重要な事項に係るもの
- 8 その他3年を超え5年以下の期間業務に使用する文書

4 3年保存

- 1 原簿及び台帳の登記又は登録の原因となった文書
- 2 往復文書
- 3 調査報告書類及び統計資料で軽易な事項に係るもの
- 4 その他1年を超え3年以下の期間業務に使用する文書

5 1年保存

- 1 往復文書で軽易な事項に係るもの
- 2 その他1年以下の期間業務に使用する文書

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の北海道人事委員会の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則（附則第4項において「改正後の規則」という。）第9条第2項及び別表の規定は、この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に処理が完結する事案に係る公文書について適用する。
- 3 施行日前に処理が完結した事案に係る公文書のうち、保存期間が永年とされたものであってこの規則の施行の際現に保存中のものは、当該公文書の保存期間の起算日から起算して30年を経過する日（別に定める日があるときは、当該別に定める日）又は施行日のいずれか遅い日にその保存期間が満了するものとする。ただし、法令等の規定により保存期間が永年とされたものについては、この限りでない。
- 4 前項本文の規定により保存期間が満了したものとされる公文書であって、その保存期間の満了日が平成28年3月31日以前の日であるものは、主務課において平成30年3月31日までに別に定める手続を経て廃棄又は北海道立文書館への引渡しをしなければならない。ただし、改正後の規則第10条の2の規定によりその保存期間を延長するときは、この限りでない。

北海道職員等の旅費支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1294

北海道職員等の旅費支給規則等の一部を改正する規則

（北海道職員等の旅費支給規則の一部改正）

第1条 北海道職員等の旅費支給規則（北海道人事委員会規則7-6）の一部を次のように改正する。

別表第1（その1）の教育職給料表（高校）の欄中

2級の49号俸以上	特2級の25号俸以上 2級の49号俸以上
2級の41号俸から48号俸まで	特2級の17号俸から24号俸まで

中学校及び小学校 教育職給料表		分の20)
	職務の級3級及び特2級の職員	100分の10（人事委員会が別に定める職員にあっては100分の15)

を

高等学校教育職給料表	職務の級4級の職員	100分の15（人事委員会が別に定める職員にあっては100分の20)
	職務の級3級の職員	100分の10（人事委員会が別に定める職員にあっては100分の15)
	職務の級特2級の職員	100分の10

に改

め、同表研究職給料表の項の前に次のように加える。

中学校及び小学校 教育職給料表	職務の級4級の職員	100分の15（人事委員会が別に定める職員にあっては100分の20)
	職務の級3級及び特2級の職員	100分の10
	職務の級2級及び1級の職員（人事委員会が定める職員に限る。）	100分の5（人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)

別表第2医療職給料表(2)の項中

職務の級7級の職員及び6級の職員（人事委員会が定める職員を除く。）の職員	100分の15
--------------------------------------	---------

を

職務の級8級の職員	100分の15（人事委員会が別に定める職員にあっては100分の20)
職務の級7級の職員及び6級の職員（人事委員会が定める職員を除く。）	100分の15

に改める。

（給料表の適用範囲に関する規則の一部改正）

第5条 給料表の適用範囲に関する規則（北海道人事委員会規則7－404）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の北海道職員等の旅費支給規則及び船員等の旅費の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7－1295

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－28）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「副校長、教頭」の次に「、主幹教諭」を加え、「中学校」を「中等教育学校、中学校」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7－1296

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－267）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表総合振興局及び振興局の項中「部長」を「部長
担当部長」に改め、同表開拓記念館の項を次のように改める。

北海道博物館	副館長	1種
	学芸副館長	2種

	総務部長	
	アイヌ民族文化研究センター長	3 種
	学芸主幹	4 種

別表第 1 アの表アイヌ民族文化研究センターの項を削り、同表女性相談援助センターの項中「2 種」を「1 種」に改める。

別表第 1 ウの表警察学校の項中「管財専門官」を「調査官」に改める。

別表第 2 アの表 8 級の項中「117,500円」を「116,500円」に改める。

別表第 2 イの表 9 級の項中「119,700円」を「118,500円」に改める。

別表第 2 クの表 7 級の項の前に次のように加える。

8 級	2 種	96,800円
	3 種	84,700円

別表第 3 クの表 7 級の項の前に次のように加える。

8 級	2 種	87,300円
	3 種	76,400円

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1297

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7－284）の一部を次のように改正する。

第13条の 2 第 6 号中「」第10条」を「。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第10条」に改める。

第16条第 2 号を次のように改める。

(2) 次に掲げる事由が生じた職員のうち、道職員給与条例第11条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号、学校職員給与条例第10条の 2 の 4 第 1 項第 1 号若しくは第 3 号又は警察職員給与条例第13条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用

する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする勤務庁に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。）

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定による採用（法第28条の 2 第 1 項の規定により退職した日（法第28条の 3 の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第 1 号。以下「外国派遣条例」という。）第 2 条第 1 項又は公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ウ 北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号。以下「分限条例」という。）第 1 条の 2 第 1 号の規定による休職から復職したこと。

第17条の 2 第 1 項第 3 号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に、「北海道職員等の分限に関する条例」を「分限条例」に、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例」を「外国派遣条例」に、「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「」第 2 条」を「。以下「育児休業法」という。）第 2 条」に改める。

第17条の 4 第 2 項中「北海道職員等の分限に関する条例」を「分限条例」に、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例」を「外国派遣条例」に、「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1298

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7－354）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 中「当該適用」の次に「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定による採用（同法第28条の 2 第 1 項の規定により退職した日（同法第28条の 3 の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされた職員にあっては当該再任用」を加え、「復帰した職員」を「復帰し、」に改め、「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定による採用（以下「再任用」という。）をされたことにより引き続き職員となったものにあっては当該再任用」を削る。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1299

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則 7－357）の一部を次のように改正する。

別表アの表檜山振興局管内の項中「檜山振興局産業振興部奥尻地区水産技術普及指導所」を「檜山振興局産業振興部檜山地区水産技術普及指導所奥尻支所」に改め、同表宗谷総合振興局管内の項中「宗谷総合振興局産業振興部礼文地区水産技術普及指導所」を「宗谷総合振興局産業振興部宗谷地区水産技術普及指導所礼文支所」に、「宗谷総合振興局産業振興部利尻地区水産技術普及指導所」を「宗谷総合振興局産業振興部宗谷地区水産技術普及指導所利尻支所」に、「宗谷総合振興局産業振興部稚内地区水産技術普及指導所枝幸支所」を「宗谷総合振興局産業振興部宗谷地区水産技術普及指導所枝幸支所」に改める。

別表イの表旭川方面管内の項中

「

初山別村字有明	羽幌警察署有明駐在所
---------	------------

」を削る。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1300

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則 7－405）の一部を次のように改正する。

第34条第 4 号中「7 級」を「7 级以上」に改める。

別表第 1 エの表 2 級の項の次に次のように加える。

特 2 級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務
-------	-----------------------------

別表第 1 クの表 7 級の項の次に次のように加える。

8 級	家畜保健衛生所の困難な業務を処理する長の職務
-----	------------------------

別表第 2 エの表中備考以外の表の部分の次のように改める。

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
校 長	大 学 卒		0	別に定める	別に定める	別に定める
	短 大 卒		0	別に定める	別に定める	別に定める
副 校 長 頭	大 学 卒		0	別に定める	別に定める	
	短 大 卒		0	別に定める	別に定める	
主 幹 教 諭	大 学 卒		0	別に定める		
	短 大 卒		0	別に定める		
教 養 護 教 諭 論 諭	大 学 卒		0			

講師（任用の期限を付さないものに限る。）	短大卒		2.5			
		0	2.5			
助教諭 養護助教諭 講師（任用の期限を付さないものを除く。） 実習助手 寄宿舎指導員	大学卒	0	別に定める			
	短大卒	0	別に定める			
	高校卒	0	別に定める			

別表第2クの表中表の部分の部分を次のように改める。

職 種	学歴免許等	職 務 の 級							
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
薬 剤 師	大学6卒		0	2	3	別に定める	別に定める		
	大学卒		0	5	3	別に定める	別に定める		
獣 医 師	修士課程修了 大学6卒		0	2	3	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	大学卒		0	5	3	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
栄 養 士 衛生検査技師	大学卒		0	5	3	別に定める	別に定める		
	短大卒	0	2.5	5	3	別に定める	別に定める		
診療放射線技師 臨床工学技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	大学卒		0	5	3	別に定める	別に定める		
	短大3卒	0	1	5	3	別に定める	別に定める		
診療エックス線技師	短大卒	0	2.5	5	3	別に定める	別に定める		
	短大3卒	0	1	5	3	別に定める	別に定める		

歯 科 衛 生 士	短大2卒	0	2.5	5	別に定める	別に定める	別に定める		
	高校専攻科卒	0	4	5	別に定める	別に定める	別に定める		
歯 科 技 工 士	短大3卒	0	1	5	別に定める	別に定める	別に定める		
	短大2卒	0	2.5	5	別に定める	別に定める	別に定める		
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師	短大3卒	0	1	5	別に定める	別に定める	別に定める		
	短大2卒	0	2.5	5	別に定める	別に定める	別に定める		
	高校卒	0	5	5	別に定める	別に定める	別に定める		
そ の 他	短大卒	0	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める		
	高校卒	0	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める		
	中学卒	4	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める		

別表第6クの表歯科技工士の項中
「短大卒 1級11号俸
高校卒 1級1号俸」を

「短大3卒 1級17号俸
短大2卒 1級11号俸」に改める。

別表第7アの表2級の欄中

33	34
34	34
34	35
34	35

35	を	36												
35		36												
35		37												
36		38												
36		39												
36		40	に改め、同表 4 級の欄中											
37		41												
37		41												
38		42												
38		42												
39		43												
39		43												
40		44												
40		44												
41		45												
69			68											
69			68											
69			69											
70			69											
70			69											
70			69											
71			69											
71			70											
71			70											
72			70											
73			71											
74			72											
75			73											
57			57											
			57											
			57											
			58											
			58											
			58											
			58											
			59											
51			50											
51			50											
51			50											
51			50											
52			51											
52			51											
52			51											
52			51											
76			を		74	に改め、同表 6 級の欄中								
77	75													
78	76													
79	77													
80	79													
81	80													
	82													
	83													
	85													
	86													
	88													
	90													
	91													
	92													
30			29											
30			30											
32			31											
32			31											
32			31											
32			31											
33			31											
33			31											
33			31											
33			31											
34			31											
34			31											
34			32											
34			32											
35			32											
35			32											

同表 7 級の欄中		30	を	30	に、	35	を	32	に改め、同表 8 級の欄	
		31		30		35		32		
		31		30		36		32		
						36		32		
						36		32		
						37		32		
								32		
								32		
								32		
								33		
								33		
								34		
								34		
								35		

級の欄中	53	を	52	に改め、同表 8 級の欄中	47	を	44	に改め、	同表 9 級の欄中	31	を	30	に改め、同表中
	53		52		48		44			31		30	
	53		52		48		44			31		30	
	54		52		48		44			32		30	
	54		52		49		44			32		31	
	54		53		49		44			32		31	
	54		53		49		44			32		31	
	55		53		50		44			33		31	
	55		53		50		44			33		31	
	55		53		50		44			33		31	
	55		53		51		45			34		31	
	56		53		51		45			34		31	
	56		53		51		45			34		31	
	56		53		52		45			35		31	
	57		53		52		45					32	
			53		52		45					32	
			53		53		45					32	
			54		53		45					32	
			54		53		45					32	
			54				45					32	
	55		45		32								
	55		46		33								
	55		46										
			46										
			47										
			47										
			47										

31

30

		31		30					
133			97						
133		106	97						
134		106	97						
135		107	97						
136		107	97						
137		107	97						

138		108	98					
139		108	99					
140		108	100					
141		109	100					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

に改める。

別表第7ウの表3級の欄中

22	21
23	22
24	22
25	23
25	23
26	24
26	24
27	25
27	25
28	26
28	26
29	27
29	27
30	28
30	28
31	29
31	29
32	30
32	30

を

に改め、同表5級の欄中

55
55

を

55
56

に改める。

33	31
33	31
34	32
34	32
35	33
35	33
36	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37

別表第7エの表を次のように改める。

エ 高等学校教育職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1

12	1	1	1	1	41	21	17	17	1
13	1	1	1	1	42	22	18	18	2
14	1	1	1	1	43	23	19	19	3
15	1	1	1	1	44	24	20	20	4
16	1	1	1	1	45	25	21	21	5
17	1	1	1	1	46	26	22	22	6
18	1	1	1	1	47	27	23	23	7
19	1	1	1	1	48	28	24	24	8
20	1	1	1	1	49	29	25	25	9
21	1	1	1	1	50	29	26	26	10
22	2	1	1	1	51	30	27	27	11
23	3	1	1	1	52	30	28	28	12
24	4	1	1	1	53	31	29	29	13
25	5	1	1	1	54	31	30	30	14
26	6	2	2	1	55	32	31	31	15
27	7	3	3	1	56	32	32	32	16
28	8	4	4	1	57	33	33	33	17
29	9	5	5	1	58	33	34	34	18
30	10	6	6	1	59	34	35	35	19
31	11	7	7	1	60	34	36	36	20
32	12	8	8	1	61	35	37	37	21
33	13	9	9	1	62	35	38	38	22
34	14	10	10	1	63	36	39	39	23
35	15	11	11	1	64	36	40	40	24
36	16	12	12	1	65	37	41	41	25
37	17	13	13	1	66	38	42	42	25
38	18	14	14	1	67	39	43	43	26
39	19	15	15	1	68	40	44	44	26
40	20	16	16	1	69	41	45	45	27

70	41	46	46	27		99	56	71	70	
71	42	47	47	28		100	56	72	70	
72	42	48	48	28		101	57	73	71	
73	43	49	49	29		102	57	74	71	
74	43	50	50	29		103	57	75	71	
75	44	51	51	30		104	58	76	72	
76	44	52	52	30		105	58	77	72	
77	45	53	53	31		106	58	77	72	
78	45	54	54	31		107	59	78	73	
79	46	55	55	32		108	59	78	73	
80	46	56	56	32		109	59	79	73	
81	47	57	57	33		110	60	79	73	
82	47	58	58	33		111	60	80	73	
83	48	59	59	33		112	60	80	74	
84	48	60	60	34		113	61	81	74	
85	49	61	61	34		114	61	81	74	
86	49	61	62	34		115	61	82	75	
87	50	62	63	35		116	61	82	75	
88	50	62	64	35		117	61	83	75	
89	51	63	65	35		118	62	83		
90	51	63	66			119	62	84		
91	52	64	67			120	62	84		
92	52	64	68			121	62	85		
93	53	65	68			122	62	85		
94	53	66	68			123	63	85		
95	54	67	69			124	63	85		
96	54	68	69			125	63	85		
97	55	69	69			126	63	86		
98	55	70	70			127	63	86		

128	64	86		
129	64	86		
130	64	86		
131	64	87		
132	64	87		
133	65	87		
134	65	87		
135	65	87		
136	65	88		
137	65	88		
138	65	88		
139	66	88		
140	66	88		
141	66	89		
142	66	89		
143	66	90		
144	66	90		
145	67	91		
146	67			
147	67			
148	67			
149	67			
150	67			
151	68			
152	68			
153	68			

別表第7オの表2級の欄中

「86

「85

「50
51
52
53
53
54
54
55
55
56

を

「49
50
50
51
51
52
52
53
54
55

に改め、同表特2級の欄中

86
87
87
88
88
89
90
91
92
93
93
94
94

を

86
86
86
87
87
87
87
88
88
88
89
89
89
90

に改め、同表3

「85
85
85
86
86
86
87
87
87
88
88
88

を

「84
84
84
84
84
84
84
85
86
87
87
88

に改め、同表4級の欄中

「21
21
21
22
22
22
23
23
24
24
25
25
26
26

を

「20
20
21
21
21
21
21
22
22
22
22
23
23

に改め、

43
43

34
34
35
35

33
33
34
34

別表第7キの表3級の欄中

49

を

49
49
49
50

に改め、同表中

89			47
----	--	--	----

を

89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

に改める。

別表第7クの表を次のように改める。

ク 医療職給料表(2)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1

5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2	1
19	1	3	7	3	3	3	1
20	1	4	8	4	4	4	1
21	1	5	9	5	5	5	1
22	2	6	10	6	6	6	1
23	3	7	11	7	7	7	1
24	4	8	12	8	8	8	1
25	5	9	13	9	9	9	1
26	6	10	14	10	10	10	2
27	7	11	15	11	11	11	3
28	8	12	16	12	12	12	4
29	9	13	17	13	13	13	5
30	10	14	18	14	14	14	6
31	11	15	19	15	15	15	7
32	12	16	20	16	16	16	8
33	13	17	21	17	17	17	9

34	14	18	22	18	18	18	10		63	38	47	51	41	39	27	
35	15	19	23	19	19	19	11		64	38	48	52	42	39	27	
36	16	20	24	20	20	20	12		65	39	49	53	42	39	27	
37	17	21	25	21	21	21	12		66	39	50	54	42	40	27	
38	18	22	26	22	22	21	12		67	40	51	55	43	40	28	
39	19	23	27	23	23	22	12		68	40	52	56	43	40	28	
40	20	24	28	24	24	22	13		69	41	53	57	43	40	28	
41	21	25	29	25	25	23	13		70	41	53	58	44	41		
42	22	26	30	26	26	23	13		71	42	54	59	44	41		
43	23	27	31	27	27	24	13		72	42	54	60	44	41		
44	24	28	32	28	28	24	14		73	43	55	61	45	41		
45	25	29	33	29	29	25	14		74	43	55	61	45	42		
46	26	30	34	30	30	25	14		75	44	56	62	45	42		
47	27	31	35	31	31	25	14		76	44	56	62	45	42		
48	28	32	36	32	32	25	15		77	45	57	63	46	42		
49	29	33	37	33	33	25	15		78	45	57	63	46	43		
50	29	34	38	33	33	25	15		79	46	58	64	46	43		
51	30	35	39	34	34	25	15		80	46	58	64	46	43		
52	30	36	40	34	34	26	16		81	47	59	65	47	43		
53	31	37	41	35	35	26	16		82	47	59	65	47	44		
54	31	38	42	35	35	26			83	48	60	66	47	44		
55	32	39	43	36	36	26			84	48	60	66	47	44		
56	32	40	44	36	36	26			85	49	61	67	48	44		
57	33	41	45	37	37	26			86		61	67	48	44		
58	34	42	46	38	37	26			87		61	68	48	44		
59	35	43	47	39	37	27			88		61	68	48	44		
60	36	44	48	40	38	27			89		61	69	48	45		
61	37	45	49	41	38	27			90		61	70	48			
62	37	46	50	41	38	27			91		62	71	49			

92		62	72	49			
93		62	73	49			
94		62	73	49			
95		62	74	49			
96		62	74	49			
97		63	74	50			
98		63	74	50			
99		63	74	50			
100		63	74	50			
101		63	74	50			
102		63	74	50			
103		64	74	51			
104		64	74	51			
105		64	74	51			
106			74				
107			74				
108			74				
109			74				
110			74				
111			74				
112			74				
113			74				

別表第7ケの表2級の欄中

「 94 94	を	「 93 93	に改め、同表3級の欄中	「 91 	を	「 91 92 92 92 92	に改め、同表4級
---------------	---	---------------	-------------	-------------------------	---	---------------------------------	----------

「 	「 	「 92 93 93 93	「 42 42 42 42 42 43 43 43 43 43 43 43 43 43 43 44 44 44 44 45 45 45	「 41 41 41 42 42 42 42 42 42 42 42 42 42 42 42 42 43 43 43 43 43 43 44 44 44	に改め、
の欄中	を	に改め、同表6級の欄中	を	に改め、	

「 37 37 38 38 39	「 36 36 36 36 37
---------------------------------	---------------------------------

同表7級の欄中	39	を	37	に改め、同表中	159	94						に改める。	
	40		37		160	94							
	40		37		161	95							
	41		37		162	95							
	41		38		163	95							
	42		38		164	95							
	42		38		165	96							
	43		38		166	96							
	43		38		167	96							
	44		39		168	96							
	44		39		169	97							
	45		39		」								
	45		40		附 則								
	46		40		この規則は、平成27年4月1日から施行する。								
	46		40										
	46		40		義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。								
	47		41		平成27年3月31日								
	47		41		北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則								
	48		41		北海道人事委員会規則7－1301								
	48		42		義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則								
	49		42		義務教育等教員特別手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－462）の一部を次のように改正する。								
	49		42		別表第1再任用職員以外の職員の項中								
	50		43		「 6,400 を 「 6,400 7,300 に、								
	50		43		「 149 7,100 を								
51	43	「 149から152まで 7,100 に改める。											
		153から156まで 7,100											
		157 7,100											
					別表第2中表の部分を次のように改める。								

職員の 区 分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
再	1 から 4 まで	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5 から 8 まで	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9 から 12 まで	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13 から 16 まで	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17 から 20 まで	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
任	21 から 24 まで	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25 から 28 まで	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29 から 32 まで	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33 から 36 まで	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	37 から 40 まで	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
用	41 から 44 まで	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
	45 から 48 まで	3,200	4,300	5,600	6,800	8,000
	49 から 52 まで	3,300	4,500	5,700	6,900	8,000
	53 から 56 まで	3,400	4,800	5,800	7,000	
	57 から 60 まで	3,500	4,900	6,000	7,100	
職	61 から 64 まで	3,600	5,100	6,100	7,200	
	65 から 68 まで	3,700	5,300	6,300	7,300	
	69 から 72 まで	3,800	5,400	6,400	7,400	
	73 から 76 まで	3,900	5,500	6,500	7,500	
	77 から 80 まで	4,000	5,600	6,700	7,500	
員	81 から 84 まで	4,100	5,800	6,800	7,500	
	85 から 88 まで	4,100	5,900	6,900	7,500	
	89 から 92 まで	4,200	6,100	6,900	7,500	
	93 から 96 まで	4,300	6,200	7,000		
	97 から 100 まで	4,400	6,300	7,200		
以	101 から 104 まで	4,400	6,400	7,200		
	105 から 108 まで	4,500	6,500	7,200		
	109 から 112 まで	4,500	6,600	7,300		
	113 から 116 まで	4,600	6,700	7,300		
	117 から 120 まで	4,700	6,800	7,300		
外	121 から 124 まで	4,700	6,900			
	125 から 128 まで	4,800	6,900			
	129 から 132 まで	4,900	6,900			

員	133から136まで	4,900	7,000			
	137から140まで	4,900	7,100			
	141から144まで	5,000	7,100			
	145から148まで	5,100	7,100			
再任用 職 員	149から152まで	5,100				
	153	5,100				
		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

附 則
 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成27年 3 月31日
 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1302
 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
 単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7－754）の一部を次のように改正する。
 第 4 条 第 3 項 第 1 号 中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第 2 号 中「8,000円」を「1 万2,000円」に改め、同項第 3 号 中「1 万2,000円」を「1 万6,000円」に改め、同項第 4 号 中「1 万5,000円」を「2 万円」に改め、同項第 5 号 中「1 万8,000円」を「2 万4,000円」に改め、同項第 6 号 中「2 万4,000円」を「3 万2,000円」に改め、同項第 7 号 中「3 万円」を「4 万円」に改め、同項第 8 号 中「3 万5,000円」を「4 万6,000円」に改め、同項第 9 号 中「4 万円」を「5 万2,000円」に改め、同項第10号 中「以上」を「以上2,000キロメートル未満」に、「4 万5,000円」を「5 万8,000円」に改め、同項に次の 2 号を加える。
 (11) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 6 万4,000円
 (12) 2,500キロメートル以上 7 万円
 第 5 条 第 2 項 第 6 号 を次のように改める。
 (6) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第 2 条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する部局に通勤することが第 3 条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
 ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は

第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第2条第1項又は公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ウ 北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2第1号の規定による休職から復職したこと。

第5条第2項第7号を削り、同項第8号中「、復帰等又は再任用をされたことにより引き続き職員となったこと」及び「、復帰等又は再任用」を「又は事由発生」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とする。

別記第1号様式記入上の注意の第7項中「公益的法人等派遣法」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）」に改め、「なった者」の次に「又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用をされた者」を加え、「又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者」を削り、「「適用」、「復帰」若しくは「復職」又は「再任用」を「それぞれ「適用」又は「再任用」、「復帰」若しくは「復職」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（単身赴任手当に関する特例）

2 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第2号）

附則第10項の規定により読み替えられた道職員給与条例第11条の2第2項、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第30号）附則第8項の規定により読み替えられた学校職員給与条例第10条の2の5第2項及び北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第34号）附則第7項の規定により読み替えられた警察職員給与条例第13条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、2万6,000円とする。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の単身赴任手当に関する規則の規定に基づいて作成されている単身赴任届の用紙がある場合においては、この規則による改正後の

単身赴任手当に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1303

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－791）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第17条の3第2項」を「第17条の3第3項第1号」に、「第17条の2第2項」を「第17条の2第3項第1号」に、「第19条の3第2項」を「第19条の3第3項第1号」に改め、同項第1号中「第2条の」を「第2条第1項の」に改め、「にある職員」の次に「（以下「管理職員」という。）」を加え、「当該職員」を「管理職手当区分（当該管理職員）」に、「管理職手当に関する規則第2条第2項」を「同条第2項」に改め、「区分」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「第17条の3第2項ただし書」を「第17条の3第3項第1号」に、「第17条の2第2項ただし書」を「第17条の2第3項第1号」に、「第19条の3第2項ただし書」を「第19条の3第3項第1号」に改め、同条に次の2項を加える。

3 道職員給与条例第17条の3第3項第2号、学校職員給与条例第17条の2第3項第2号及び警察職員給与条例第19条の3第3項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる管理職手当区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1種 6,000円
- (2) 2種 5,000円
- (3) 3種 4,300円
- (4) 4種 3,500円
- (5) 5種及び6種 3,000円

4 道職員給与条例第17条の3第1項、学校職員給与条例第17条の2第1項及び警察職員給与条例第19条の3第1項に規定する勤務をした後、引き続いて道職員給与条例第17条の3第2項、学校職員給与条例第17条の2第2項及び警察職員給与条例第19条の3第2項に規定する勤務をした管理職員には、その引き続き勤務に係るこれらの規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第4条関係）

管 理 職 員 特 別 勤 務 実 績 簿

勤務庁名 (勤務学校) 名		決 裁 欄				
職 名		氏 名	㊟			
給料表級の 職務の級	職給料表 級	管理職手当 に係る区分	種			
職務の開始年月日・時刻及び終了年月日・時刻等	年 月 日 時 分から (週休日等・週休日等以外)					
	年 月 日 時 分まで (週休日等・週休日等以外)					
	休憩等の時間 時 分から 時 分まで (時間 分) 時 分から 時 分まで (時間 分)					
	実働時間数 時間 分					
勤務の内容	(週休日等)					
	(週休日等以外)					
勤務をすることが必要であった理由						
週休日の振替等又は休日の代休日の指定が行えなかった理由						
備考						

記入上の注意

- 「勤務の開始年月日・時刻及び終了年月日・時刻等」欄中「週休日等・週休日等以外」には、該当する方に○を記入すること。
- 「勤務の内容」欄及び「週休日の振替等又は休日の代休日の指定が行えなかった理由」欄には、その内容を具体的に記入すること。(週休日の振替等とは、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号。以下「道職員勤務時間等条例」という。))第5条及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時間等条例」という。))第6条(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)第2条において準用する場合を含む。以下学校職員勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。))の規定による週休日の振替等を行い、休日の代休日の指定とは、道職員勤務時間等条例第11条第1項及び学校職員勤務時間等条例第11条第1項の規定による休日の代休日の指定をいう。)
- 「備考」欄には、当該勤務に係る管理職員特別勤務手当の支給に関し、参考となる事項を記入すること。
- 任期付職員及び任期付研究員について本実績簿を作成する場合にあっては、「給料表職務の級」欄中「職給料表」の文字をそれぞれ「任期付職員給料表」及び「任期付研究員給料表」に、「級」

の文字を「号俸」又は「円」に書き換えて記入すること。

(A 4 (210mm×297mm) 縦型)

別記第2号様式(第4条関係)

管理職員特別勤務手当整理簿

(年 月分)				決裁欄				
級 区 分	職 名	氏 名	手 当 額	回数	支給額	摘 要		
級 種			(1) 第1項定額 円	回	円			
			(2) (1)× $\frac{150}{100}$ 円	回				
			(3) 第3項定額 円	回				
級 種			(1) 第1項定額 円	回	円			
			(2) (1)× $\frac{150}{100}$ 円	回				
			(3) 第3項定額 円	回				
級 種			(1) 第1項定額 円	回	円			
			(2) (1)× $\frac{150}{100}$ 円	回				
			(3) 第3項定額 円	回				
計		人		回	円			

記入上の注意

- 「級区分」欄には、当該職員の職務の級及び管理職手当に係る区分を記入すること。ただし、任期付職員及び任期付研究員について本整理簿を作成する場合にあっては、「級」の文字を「号俸」又は「円」に書き換えて記入すること。
- 「第1項定額」及び「第3項定額」欄には、それぞれ管理職員特別勤務手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-791)第2条第1項及び第3項に規定する額を記入すること。
- 給与期間内に管理職手当に係る区分の異動があったときは、同一人について2欄を使用し、それぞれ管理職員特別勤務1回当たり定額の異なる部分について計算したものを記入すること。ただし、支給額は、当該給与期間内の分の合計を記入すること。

(A 4 (210mm×297mm) 縦型)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7－1304

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－1107）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出しを「（地域手当に関する特例）」に改め、同項及び附則第3項を次のように改める。

2 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第2号。

以下「道職員改正条例」という。）附則第10項の規定により読み替えられた道職員給与条例第10条の2第2項第1号から第3号まで、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第30号）附則第8項の規定により読み替えられた学校職員給与条例第10条の2第2項第1号から第3号まで及び北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第34号）附則第7項の規定により読み替えられた警察職員給与条例第12条の2第2項第1号から第3号までに規定する人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 1級地 100分の18
- (2) 2級地 100分の15
- (3) 3級地 100分の13

3 道職員改正条例附則第10項の規定により読み替えられた道職員給与条例第10条の3に規定する人事委員会規則で定める割合は、100分の15とする。

附則第4項から第11項まで及び附則別表を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則13－91

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－42）の一部を次

のように改正する。

第11条第1項第15号中「始期に達するまでの子（）」を「終期に達するまでの子（）」に改め、「認められる場合」の次に「（その子が中学校就学の始期に達している場合にあつては、医師の指示があるときに限る。）」を加え、「（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）」を「にその養育する中学校就学の終期に達するまでの子の数を乗じて得た日数（その日数が15日を超える場合にあつては、15日）」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則13－92

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－43）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第15号中「始期に達するまでの子（）」を「終期に達するまでの子（）」に改め、「認められる場合」の次に「（その子が中学校就学の始期に達している場合にあつては、医師の指示があるときに限る。）」を加え、「（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）」を「にその養育する中学校就学の終期に達するまでの子の数を乗じて得た日数（その日数が15日を超える場合にあつては、15日）」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則14－66

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14－1）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項総合振興局の事項及び振興局の事項中「部長」を「部長 担当部長」に改め、同項原子力環境センターの事項中「次長」を「次長 分室長」に改め、同項中

開 拓 記 念 館	館長 副館長 学芸副館長 部長 総務課長
アイヌ民族文化 研究センター	所長 副所長

を

北 海 道 博 物 館	館長 副館長 学芸副館長 担当副館長 部長 センター長 主幹 学芸主幹 研究主幹
-------------	---

に改め、

同項道立病院の事項中「副院長」を「医療参事 副院長」に改め、同表教育庁の項本庁の事項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長（以下「旧教育長」という。）がその教育委員会の委員としての任期中に限りなお従前の例により在職する場合には、別表の改正規定（教育庁の項に係る部分に限る。）は、当該旧教育長のその教育委員会の委員として任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）の翌日から施行する。

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則16－26

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
北海道人事委員会規則16－26

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則 （北海道人事委員会規則16－1）の一部を次のように改正する。

別表第1中17の項を21の項とし、同項の前に次の1項を加える。

20 全国知事会

別表第1中16の項を19の項とし、15の項を18の項とし、18の項の前に次の1項を加える。

17 社会福祉法人北海道社会事業協会

別表第1中14の項を16の項とし、11の項から13の項を2項ずつ繰り下げ、13の項の前に次の1項を加える。

12 一般社団法人北海道貿易物産振興会

別表第1中10の項を11の項とし、2の項から9の項を1項ずつ繰り下げ、3の項の前に次

の1項を加える。

2 公益財団法人第8回札幌アジア冬季競技大会組織委員会

別表第2中2の項を次のように改める。

2 道南いさりび鉄道株式会社

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則別表第2の規定は、平成27年1月1日から適用する。

道 人 事 委 員 会 訓 令

北海道人事委員会訓令第1号

庁 中 一 般

北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道人事委員会事務局文書管理規程（平成10年北海道人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成10年北海道人事委員会規則2－29」の次に「。以下「公文書等管理規則」という。）を加える。

第16条の見出しを「（文書の分類及び保存期間）」に改め、同条中「事務局長は、」を「文書の分類及び保存期間については、北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）第32条に規定する文書分類表によるほか、事務局長が」に、「作成しなければ」を「作成して定めなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 事務局長は、前項の規定により完結文書の保存期間を定めるときは、公文書等管理規則第9条第2項の基準を考慮して定めなければならない。

第17条を次のように改める。

（保存期間の起算日及び満了日の特例）

第17条 公文書等管理規則第10条ただし書の規定による保存期間の起算日は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 暦年により処理する文書 当該文書に係る事案の処理が完結した日の属する年の翌年の4月1日

(2) 4月1日から5月31日までの間の文書で前会計年度に属する歳入又は歳出に係るもの 当該文書に係る事案の処理が完結した日の属する会計年度の4月1日

(3) 法令等の規定により保存期間の起算日が定められている文書 当該法令等で定める日
2 事案の処理が完結した日において業務に使用する期間を確定することが困難な文書につ
いては、保存期間の起算日に代えて、業務に使用する期間が確定することとなった事由の
生じた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して前条第1項の規定により定められ
た保存期間を経過する日に保存期間が満了するものとする。

第17条の次に次の1条を加える。

(保存期間の延長)

第17条の2 保存期間の満了した文書のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める
期間が満了するまでの間保存期間を延長しなければならない。

- (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
- (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴
訟が終結するまでの間
- (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの
当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
- (4) 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第10条第1項に規定する開示請求
があったもの 当該開示請求に対する処分の決定の日の翌日から起算して1年間

2 保存期間の満了した文書について、業務の遂行上必要があると認められるときは、その
必要な限度において、一定の期間を定めて当該文書の保存期間を延長することができる。

3 前2項の規定により文書の保存期間を延長するときは、主務課保存文書（主務課におい
て保存中の文書をいう。）については、主務課長の決定を経なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の北海道人事委員会事務局文書管理規程第17条第2項の規定は、
この訓令の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に処理が完結する事案に係
る文書について適用する。
(永年保存文書に係る保存期間の満了日の特例)
- 3 施行日前に処理が完結した事案に係る文書（保存期間が永年の文書に限る。）のうち、
この訓令の施行の際現に保存中のものであって、事務局長が、当該公文書の保存期間の起
算日から起算して30年を経過する日にその保存期間が満了するものとするのが適当でな
いと認めたものは、当該文書の保存期間の起算日から起算して10年を超え、30年を超えな
い範囲内において、事務局長が適当と認める期間を経過する日にその保存期間が満了する
ものとする。

道 人 事 委 員 会 告 示

平成27年3月31日（火曜日）

北 海 道 公 報

号外第7号 28

北海道人事委員会告示第2号

昭和48年北海道人事委員会告示第6号（北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基
づく給料表の適用範囲指定）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

第1項第3号中「開拓記念館」を「北海道博物館」に改め、同項中第4号を削り、第5号
を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第3項第4号中「農政部食の安全推進局畜産振興課」を「農政部生産振興局畜産振興課」
に改める。

北海道人事委員会告示第3号

平成19年北海道人事委員会告示第2号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、
平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

アの表オホーツク総合振興局管内の項中

「 湧別町錦町	「 オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及 センター遠軽支所湧別分室	」 を
---------	---	-----

削る。

北海道人事委員会告示第4号

平成22年北海道人事委員会告示第1号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のよ
うに改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

日高振興局管内の項中

「 浦河町字野深	「 野深小学校	「 1	」 及び
「 新ひだか町東静内	「 静内第二中学校	「 1	」 を削り、渡

島総合振興局管内の項中

「 松前町字大津	「 大島中学校	「 2	」 を削り、檜
----------	---------	-----	---------

山振興局管内の項中					「音更町字豊田東４線					豊田小学校		1	及び						
「上ノ国町字小砂子					小砂子小学校		3	」、	「広尾町字野塚９線					野塚小学校		1	を削り、		
上ノ国町字石崎					早川小学校		3		陸別町字陸別原野基線					陸別中学校		2		を	
「上ノ国町字湯ノ岱					湯ノ岱小学校		2	」、	「陸別町字陸別原野基線					陸別中学校		2	に改め、釧		
「せたな町北檜山区小倉山					小倉山小学校		2		」及び	陸別町字陸別西１線					陸別町給食センター			2	」
「せたな町北檜山区丹羽					玉川小学校		1	」を削り、上		路総合振興局管内の項中									
川総合振興局管内の項中										「標茶町字クチョロ原野					久著呂中央小学校		3	及び	
「士別市温根別町南線通					温根別中学校		2	」及び	標茶町字クチョロ原野					久著呂中央中学校		3	」		
「上富良野町西９線					江幌小学校		1		」を削り、留	「弟子屈町字熊牛原野27線					昭栄小学校			1	」を削り、根
萌振興局管内の項中										室振興局管内の項中									
「増毛町阿分					阿分小学校		1	」、	「根室市厚床１丁目					厚床中学校		2	を		
増毛町別苅					別苅小学校		1		」及び	根室市厚床２丁目					厚床小学校			2	」
「小平町字鬼鹿田代					鬼鹿中学校		2	」を削り、宗		「根室市厚床１丁目					厚床小学校		3	に改め、	
										根室市厚床１丁目					厚床中学校		3		」
谷総合振興局管内の項中										「根室市昆布盛					昆布盛小学校		1	」及び	
「稚内市西浜２丁目					稚内西小学校		1	」及び	「中標津町字西竹					西竹小学校		3	を削り、		
稚内市西浜２丁目					稚内西中学校		1		」	「中標津町計根別北１条西１丁					計根別小学校			1	を
「猿払村浜猿払					浜猿払小学校		2	」を削り、オ		目								」	
ホーク総合振興局管内の項中										「中標津町計根別本通東８丁目					計根別学園小学部		1		に、「計根
「津別町字本岐					本岐小学校		2	」を削り、十	別中学校」を「計根別学園中学部」に改める。										
津別町字活汲					活汲小学校		1		」										
勝総合振興局管内の項中																			

北海道人事委員会告示第 5 号

平成22年北海道人事委員会告示第 2 号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正し、平成27年 4 月 1 日から施行する。

平成27年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

渡島総合振興局管内の項中

「 | 函館市浜町 | 戸井高等学校 | 」を削る。
